

相談月間

昔の借金 放置していたら 司法書士へ

債権回収会社から
突然請求がきた

請求書

10年以上前に借りていた
借金の督促が
今頃届いた

昔の借金が原因で
ローンが組めないと言われた

裁判所から
書類が届いた

返済ができずに
困っている

対象

借金の請求でお困りのかた

※裏面の相談例をご参照ください。

費用

無料

そんなときは
司法書士に
相談してみませんか？

まずは
お気軽に！

全国の司法書士会一覧

司法書士会	電話番号	司法書士会	電話番号	司法書士会	電話番号
札幌司法書士会	TEL 011-281-3505	静岡県司法書士会	TEL 054-289-3700	山口県司法書士会	TEL 083-924-5220
函館司法書士会	TEL 0138-27-0726	山梨県司法書士会	TEL 055-253-6900	岡山県司法書士会	TEL 086-226-0470
旭川司法書士会	TEL 0166-51-9058	長野県司法書士会	TEL 026-232-7492	鳥取県司法書士会	TEL 0857-24-7013
釧路司法書士会	TEL 0154-41-8332	新潟県司法書士会	TEL 025-244-5121	島根県司法書士会	TEL 0852-24-1402
宮城県司法書士会	TEL 022-263-6755	愛知県司法書士会	TEL 052-683-6683	香川県司法書士会	TEL 087-821-5701
福島県司法書士会	TEL 024-534-7502	三重県司法書士会	TEL 059-224-5171	徳島県司法書士会	TEL 088-622-1865
山形県司法書士会	TEL 023-623-7054	岐阜県司法書士会	TEL 058-246-1568	高知県司法書士会	TEL 088-825-3131
岩手県司法書士会	TEL 019-622-3372	福井県司法書士会	TEL 0776-43-0601	愛媛県司法書士会	TEL 089-941-8065
秋田県司法書士会	TEL 018-824-0187	石川県司法書士会	TEL 076-291-7070	福岡県司法書士会	TEL 092-714-3721
青森県司法書士会	TEL 017-776-8398	富山県司法書士会	TEL 076-431-9332	佐賀県司法書士会	TEL 0952-29-0626
東京司法書士会	TEL 03-3353-9191	大阪司法書士会	TEL 06-6941-5351	長崎県司法書士会	TEL 095-823-4777
神奈川県司法書士会	TEL 045-641-1372	京都司法書士会	TEL 075-241-2666	大分県司法書士会	TEL 097-532-7579
埼玉司法書士会	TEL 048-863-7861	兵庫県司法書士会	TEL 078-341-6554	熊本県司法書士会	TEL 096-364-2889
千葉司法書士会	TEL 043-246-2666	奈良県司法書士会	TEL 0742-22-6677	鹿児島県司法書士会	TEL 099-248-8270
茨城司法書士会	TEL 029-225-0111	滋賀県司法書士会	TEL 077-525-1093	宮崎県司法書士会	TEL 0985-28-8538
栃木県司法書士会	TEL 028-614-1122	和歌山県司法書士会	TEL 073-422-0568	沖縄県司法書士会	TEL 098-867-3526
群馬司法書士会	TEL 027-224-7763	広島司法書士会	TEL 082-221-5345		

司法書士総合相談センター一覧は

下記URL又は二次元コードからご参照ください。

https://www.shiho-shoshi.or.jp/activity/consultation/center_list/



過去の相談例



相談例 1

突然知らない会社から多額の返済を求める督促状が届きました。
消費者金融会社から借金をしていた記憶はありますが、10年以上返済していません。
どのように対応すれば良いでしょうか？

何年も支払いをしていない不良債権を買い取って回収をする「債権回収会社」の可能性があります。
その場合でも弁済期から5年以上、請求も受けず返済もしていない消費者金融会社からの借入については、消滅時効を援用することにより、支払義務を免れることができる可能性があります。

援用とは、時効の利益を受けることを相手方（消費者金融会社等）に伝えることで、期間が経過するだけでは支払義務はなくなりません。時効の援用をする以前に、少額の返済をしたり、返済の約束をしたりしてしまうと、消滅時効を援用することができなくなる可能性があります。

近時、消滅時効期間が経過していることを知りながら、少額の返済や返済の約束をさせる等の方法で債務者の時効援用権を喪失させようとする消費者金融会社等からの督促を受ける方が増えています。

督促状が届いた場合には、安易に相手方に連絡をせず、まずは司法書士にご相談ください。



相談例 2

自動車ローンの審査を申し込んだところ、審査に通らないと言われました。
もしかしたら以前借入れをして返済していない会社があるかもしれません。
どの会社の借入かも覚えていないのですが、どのようにしたら良いでしょうか？

信用情報に延滞情報等の記録がされている可能性があります。

信用情報とは、クレジットやローンの契約や申込みに関する情報のことで、客観的な取引事実を登録した個人の情報です。
そして、貸金業者は、個人の顧客と貸付の契約を結ぶ際には、顧客の信用情報を確認して借り手の返済能力を超える貸付を防がなければなりません。信用情報は、「指定信用情報機関」に登録されていますので、**自身の信用情報について開示の申込みをすることで、登録されているクレジット会社等との契約内容や支払い状況等を確認することができます。**

古い借入を完済せずにそのままにしている場合、信用情報に滞納記録が登録されている可能性がありますので、情報開示の申込みをして、借入先の会社名や金額等を確認してください。記録を確認した結果、返済が必要か、もしくは時効の援用が可能なのかについては判断が難しいところもありますので、司法書士にご相談ください。



相談例 3

借金やカードの利用額がふくれあがってしまい、返済しても減っていきません。
クレジットカードを利用して何とか生活していますが、リボ払いで返済するのが精いっぱい、いつになったら完済できるのか不安で仕方ありません。

返済しきれない借入額になってしまった場合には、債務整理手続をご検討ください。債務整理手続には、

- ① 毎月の支払額の減額や、契約上発生する利息を免除してもらえよう、司法書士が個々の債権者と交渉する「任意整理」
- ② 一定額の返済は可能だが総額はとて支払えないという場合に、裁判所の認可を得たうえで支払額を大幅に減額してもらい、認可された金額を原則3年間で支払っていくことができる「個人再生」
- ③ 収入や財産の状況から完済が難しい場合に、裁判所から全ての支払い義務を免除してもらうことができる「自己破産」などの方法があります。

どの手続が一番適しているかは、借金の総額や家計の状況、また、自宅を手放さずに手続を希望するかなどの様々な要因によって判断することになります。まずは、司法書士にご相談いただき、どのような方法で生活の再建を図るか考えていきましょう。